



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ロジネットジャパン
代表者名 代表取締役社長 木村 輝 美
(コード番号 9027 札証)
問合せ先 取締役経営企画管理本部
副本部長 橋本 潤 美
(TEL 011-251-4114)

単元株式数の変更および株式併合、ならびに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、当社定款に定める単元株式数を変更する定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 12 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、この取り組みの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(参考) 札幌証券取引所における売買単位は、平成 29 年 9 月 27 日をもって、100 株に変更されることとなります。

(4) 単元株式数の変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は下記 2. に記載の株式併合に関する議案が本総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後において証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に合わせるとともに、中長期的な株価変動も勘案し、株式の併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類：普通株式

② 併合の比率：平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数について、2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数：

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	14,021,363株
株式併合により減少する株式数	7,010,682株
株式併合後の発行済株式総数	7,010,681株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数 15,000,000株

(注) 本株式併合の効力発生を条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させる予定です。

⑤ 株式併合の影響

株式併合により、普通株式の発行済株式総数が2分の1に減少しますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額が2倍となり、株式市況の変動など、他の要因を除けば当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	578名（100.00%）	14,021,363株（100.00%）
2株未満	3名（0.52%）	3株（0.00%）
2株以上	575名（99.48%）	14,021,360株（100.00%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満をご所有の株主様3名（所有株式数3株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 株式併合の条件

本総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に記載のとおり、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させ、併せて単元株式数を1,000株から100株に変更するため、当社定款第6条および第7条につきまして所要の変更を行うものであります。
- ② 上記①の変更の効力は、平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお本附則は、株式併合の効力発生日経過後削除するものといたします。
- ③ 当社のグループ会社が既存施設の有効活用を図るため、太陽光を利用した発電及び売電事業を開始したことから、第2条に目的を追加するものであります。なお③の変更の効力発生日は、平成29年6月28日といたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 (1)～(29) (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 (1)～(29) (現行どおり)
(新設) (30) (条文省略)	(30) <u>発電及び売電に関する事業</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,000,000</u> 株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株と する。
(新設)	(附則) <u>第1条</u> <u>第6条及び第7条の変更は、平成 29年10月1日をもって、その効 力を生じるものとする。</u> <u>第2条</u> <u>前条及び本条は、平成29年10月 1日をもって削除するものとする。</u>

(3) 定款変更の条件

本総会において、本定款一部変更及び上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

- 平成29年5月12日 取締役会決議日
- 平成29年6月28日 (予定) 定時株主総会決議日
- 平成29年9月26日 (予定) 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日
- 平成29年9月27日 (予定) 併合後の単元株式数(100株)での売買開始日
(株式の振替手続との関係上、平成29年9月27日をもって、札幌証券取引所における売買単位は100株に変更されることとなります。)
- 平成29年10月1日 (予定) 単元株式数の変更、株式併合、定款一部変更の効力発生日(但し、定款第2条の変更に係る効力発生日は平成29年6月28日)
- 平成29年10月下旬 (予定) 株主様宛株式併合割当通知の発送
- 平成29年11月下旬 (予定) 端数株式の処分代金の支払開始日

以上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

平成 29 年 6 月 28 日開催の当社定時株主総会におきまして、議案として上程される予定の「株式併合の件」および「定款一部変更の件」につきまして、株主の皆様によりご理解をいただくため、「単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A」をご用意いたしましたので、ご一読の程お願い申し上げます。

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、同一銘柄の複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回、当社では 2 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することをめざした取り組みを進めております。

当社は札幌証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し普通株式の併合（2 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載、または記録された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、今回の株式併合および単元株式数変更の効力発生（平成 29 年 10 月 1 日予定）の前後で、株主様のご所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後（平成 29 年 10 月 1 日から）		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
例 1	3,000 株	3 個	1,500 株	15 個	なし
例 2	1,423 株	1 個	711 株	7 個	0.5 株
例 3	536 株	0 個	268 株	2 個	なし
例 4	1 株	0 個	0 株	0 個	0.5 株

- ・例 1 及び例 3 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 2 及び例 4 に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却または買取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成 29 年 11 月下旬頃お送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式が 2 株未満の（例 4）の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q5. 1 株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度または買増し制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か証券会社に口座を作られていない場合は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合後も単元未満株式の買取りまたは買増しは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様（上記 Q4 の例 2 及び例 3）は、単元未満株式の買取りまたは買増し制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の 2 分の 1 となりますが、逆に、1 株あたりの純資産額は 2 倍となるためです。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 2 倍となります。

Q8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

今回の併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合 (2 株を 1 株に併合) を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた 1 株未満の端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関して、ご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 平日 9 時～17 時 (土・日・祝祭日を除く)